

上野たつや議員の一般質問と答弁

2020年2月25日(火)

*一問一答形式に編集

(文責：日本共産党神奈川県議団)

<質問主旨>

【1】学校をめぐる課題について

- (1) いわゆるブラック校則や校則の見直しについて
 - ア) いわゆるブラック校則について
 - イ) 校則の見直しについて
- (2) 学校栄養士の配置について



【2】県政の諸課題について

- (1) 保育士の配置について
- (2) 公立・公的病院の急性期病床を守ることと感染症対策について
 - ア) 公立・公的病院の急性期病床の再編統合中止について
 - イ) 地域の意見を聞くことの重要性と県が果たすべき役割について
 - ウ) 国の新たな財政措置と次期診療報酬について
 - エ) 新型コロナウイルスの感染拡大にみる感染症対策について
- (3) 障がい者活躍推進計画と障がい者雇用促進の具体的な取組について
 - ア) 障がい者活躍推進計画について
 - イ) 知事部局での知的障がい者の実習の受入れについて
 - ウ) 電話交換職の障がい者雇用を復活させることについて



上野議員：日本共産党の上野たつやです。私は、共産党神奈川県議団の一員として質問をいたします。

【1】学校をめぐる課題について

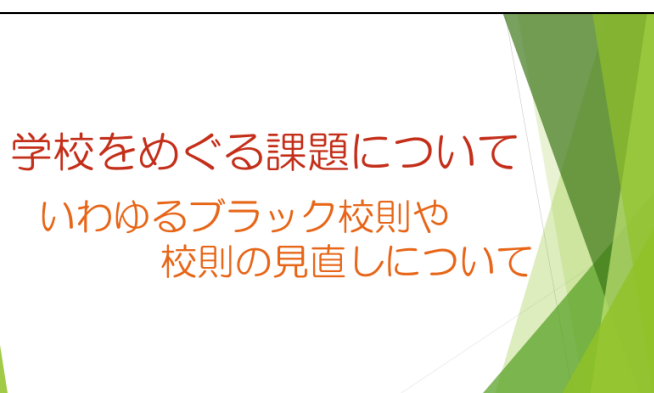
(1) いわゆるブラック校則や校則の見直しについて

ア) いわゆるブラック校則について

上野議員：質問の第一は、学校をめぐる課題についてです。初めに、いわゆるブラック校則や校則の見直しについて伺います。まず、いわゆるブラック校則についてです。

私たちは、校則など学校教育に関しては、本来各学校の主体性に委ねるべきと考えています。しかし、これをあえて取り上げるのは、子どもの人権侵害に当たる事案が存在するため、言及せざるを得ないからです。

文部科学省の生徒指導提要によれば、「校則は、児童生徒が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、各学校において定められている」として



一方、いわゆるブラック校則とは、社会一般から見れば明らかにおかしいと思われる校則や生徒心得、学校独自のルールなどの総称として呼ばれています。その内容は「生まれつき茶髪の生徒への黒染め強要」「下着は色柄物禁止」など、個人の尊厳を損なうもの、ハラスメント行為に当たるものなど多岐に渡っています。

ブラック校則とは
一般社会から見れば明らかにおかしい「校則」や「生徒心得」「学校独自のルール」などの総称

生まれつき茶髪の 生徒への黒染め強要 個人の尊厳を損なうもの	下着は色柄物禁止など ハラスメント行為
--------------------------------------	------------------------

この質問のきっかけは、「地毛証明に関わって教師や生徒からのいじめを受けた」との相談があったからです。

地毛証明とは、生徒の生まれ持った髪の毛の色を保護者が書面や口頭で証明するもので、本県の県立高校では書面提出42、口頭報告72にのぼります。実際、校則の中に「地毛が茶色い場合はあらかじめ保護者から確認を取り例外とする」と書かれているものもあります。

この相談者のケースでは、生まれつき茶髪だった生徒と保護者は「証明書を提出すれば、一切髪の毛について指導をしない」と教員から言われ、その約束を信じて提出しました。しかし、その証明書は意味をなさず、引き続き「黒く染めなさい」と指導を受け続け、同級生からのいじめを誘発し、ついには登校できないまでになってしまいました。

地毛証明が全く機能しなかっただけでなく、あってはならないいじめまで生み出したことは重大な問題です。このような観点から、子どもの人権上の問題が含まれている場合には、改善をしていかなければいけないと考えるようになりました。

私は、実際に、県教育委員会からいただいた140校以上の「県立高校の校則」を見させていただきました。

その中には、先ほど紹介した地毛証明の提出を求めるものや「髪染めは禁止」など、頭髪に関わるもの110件以上の他、肌着に関わるものなど、子どもの人権に照らして明らかにおかしいものや、「男女の交際は思慮分別をわきまえ、軽率で慎みを欠くような態度をとらない」など、人間関係に関わるもの20件以上など、疑問があるものが多数存在していました。

そこで教育長に伺います。県立高校の校則には、明らかな人権侵害と思われるものや必要性に疑問があるものが存在していると考えますが、教育長の見解を伺います。

桐谷教育長：上野議員のご質問にお答えします。いわゆるブラック校則についてです。

子どもたちが心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校にはルールとしての校則が必要です。

しかし、校則は社会通念に照らして合理的と認められる範囲で定められるものであり、人権侵害に当たる内容はもとより、時代の変化等により実態に合わない内容は、見直していく必要があります。

こうした観点から、これまで県教育委員会では時機を捉え、管理職や生徒指導担当者の会議などで校則の見直しや外部への公開について指導してきました。

頭髪指導については、文部科学省の生徒指導提要にも校則の事例として挙げられています。地毛を確認する事前の申し出は、誤って生徒を校則違反と判断しない生徒指導上の工夫であると認識しています。

また、肌着については、外から見て制服のYシャツの下に着るTシャツなどが派手にならないよう指導するもので、人権侵害とは言えないと考えています。

今後も、高校生として守るべきルールについてはしっかりと校則で定めるとともに、時代の変化に対応し、見直しが必要な校則については見直すよう、各学校を指導してまいります。

《意見・要望》

上野議員：では、要望させていただきます。

ブラック校則についてですが、答弁ありましたけども、やはり私は人権に関わる問題だと思っています。現に傷ついている人がいるということをぜひ考えていただきたいです。

事例に出した生徒は、生まれた時から赤茶色の髪の毛で苦労はしてきたけれども、パパとおばあちゃんの髪の毛が茶色いから、私はこの髪の毛を気に入っていると言っていました。しかし今では、この髪の毛で生まれてきたばかりにこんな辛い思いをさせられていると、卒業した今でも立ち直ることができずにいます。

今後国際化が進む中で、多様性を理解しお互いを認め合える環境を作っていくべき学校において、このようにいじめを誘発したことを考えれば、やはり地毛証明はあるべきではないと思います。

学校教育の場において、子どもの権利条約に照らして、管理・運営しやすくするための校則ではなく生徒が主役であって生徒にとってどうあるべきかを中心に据えた校則、そして、子どもを一人の人間として見ることや主体的にものを考えられる子どもを育てることを中心に据えた教育といった観点を、ぜひ持っていただくことを要望します。以上です。

イ) 校則の見直しについて

上野議員：次に、校則の見直しについてです。

校則の見直しについては、文部科学省の生徒指導提要によると「生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例」などを挙げており、「校則の見直しは、校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります」と書かれています。

しかし、本県では校則に関して生徒の意見を表明する場が学校ごとに様々であり、現在の校則には必ずしも生徒の意見が反映されていない可能性があります。

そこで教育長に伺います。校則の見直し過程に生徒が関わることが、生徒の意見表明権を保障するためにも生徒の主体性を育てる意味でも大変重要であり、校則見直しの際には、生徒が校則のあり方を議論する場をどの学校でも用意するべきと考えますが、見解を伺います。

桐谷教育長：次に、校則の見直しについてです。

学校生活の様々な場面で生徒が自ら考え意見を表明することは、生徒の主体性を育む良い機会となります。

これまで、校則の見直しは生徒指導を担当する教員を中心に行ってきたケースが多いと承知していますが、生徒が主体的に関わることによって、生徒自身が校則を自分のものとして捉え自主的に守ろうとする効果も期待できます。

こうしたことから、校則を見直す場合には必要に応じて生徒会などを通じ生徒が議論するなど、学校長の判断のもと、それぞれの学校の実情に応じた方法で生徒が関わっていくことが、意義のあることと考えています。

《再質問》

上野議員：ご答弁いただきました。一点、校則の見直しについて再質問をさせていただきます。

ご答弁の中で、学校生活の様々な場面で生徒が考えて意見表明することは、主体性を育むいい機会だという答弁がありました。私も同じように大切だと思っています。各学校の自主性は尊重されなければならないので一律に指導することはできないとは思いますが、答弁されたこの観点をぜひ各校へ伝えていただきたいと思います。教育長に伺います。

《再質問への答弁》

桐谷教育長：上野議員の再質問にお答えいたします。

これまでも、私がただいま答弁した趣旨を含め、校則の見直しが必要と校長が判断すれば各学校の実情に応じたやり方で見直しを進めるよう指導をしており、今後も行ってまいります。以上でございます。

(2) 学校栄養士の配置について

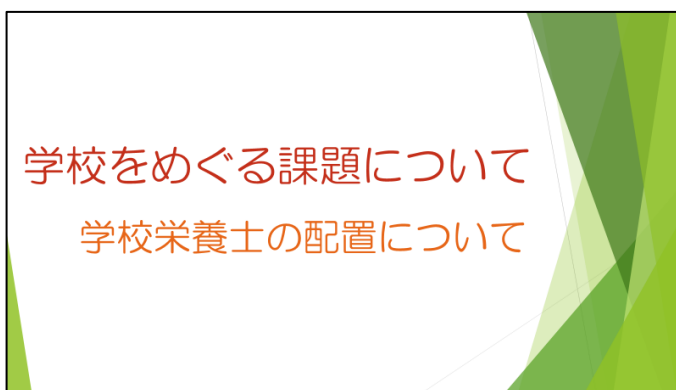
上野議員：次に、学校栄養士の配置について伺います。

県内小中学校に勤務するいわゆる学校栄養士は、学校栄養職員、栄養教諭のいずれかであり、どちらも栄養士もしくは管理栄養士の資格を有しています。

学校栄養士は、栄養管理、献立作成、衛生管理だけではなく、児童・生徒に対し

て、季節の食材や日本の郷土料理、自分が何をどれだけ食べたら良いのか、必要な栄養量はどれくらいなのか適量を伝えるなど、給食を生きた教材として活かしながら、食に関する指導を行っています。また、地域の農家と児童・生徒をつなぎ、積極的に交流を行い、地産地消の取組を進めたりするなど、業務が多岐に渡ります。また、栄養管理は一律に行うものではなく、生徒の年齢や身体状況、活動レベルを把握した上で目標栄養量を決め、献立を作成しなければなりません。

このように、学校栄養士は子どもたちの心身の発達にとって重要な役割を果たしていますが、その役割に見合った配置基準とはなっていません。



公立小中学校の学校栄養士配置基準は、学校内で給食を調理する単独実施校の場合、義務標準法により児童・生徒550名未満は1/4名、550名以上は1名と規定されています。そのため、本県では2～4校掛け持つ学校栄養士が存在しています。

学校を掛け持つことは、業務量の増加の他、適切な栄養管理や食に関する指導が不十分になる可能性があります。特に、アレルギーのある児童・生徒への対応については、一つのミスが児童生徒の死亡事故につながりかねないため、慎重な対応が求められます。

しかし、学校を掛け持つことによって滞在時間が減るため、子どもや保護者、調理員、学校職員との信頼関係づくりや連携の点でも、非常に困難が生じているのが現状です。

現場の栄養士からは、「中途半端な対応にならざるを得ず、結局は家庭や地域とつながる機会が少ない」「教職員との信頼関係をつくりにくく、精神的にも厳しい」などの声を聴いています。

県内市町村では独自に学校栄養士を配置しているところもありますが、それでも学校栄養士の配置は1校1名には達していません。県は、子どもたちの成長にとって必要不可欠である学校栄養士の果たしている役割を、重要視するべきです。

神奈川県市長会では、「学校給食単独調理場校への県費栄養職員を550名未満の学校でも1名を配置するよう標準法の基準を見直すこと」と、何年も県に要望を出しています。

県では、今年度から初めて全国都道府県教育長協議会と全国都道府県教育委員協議会の連名で、「栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進すること」と、国に要望しています。

そこで教育長に伺います。公立小中学校の児童・生徒に対して、食に関する指導の充実やアレルギーのある児童・生徒への十分な対応を行うために、引き続き国へ義務標準法の改正を強く求めるとともに、法改正が行われるまで、県独自で学校栄養士の各校1名配置を行うべきと考えますが、見解を伺います。以上です。

桐谷教育長：次に、学校栄養士の配置についてです。

公立小中学校における学校栄養士である栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、いわゆる義務標準法に基づき、給食を自校で実施する学校では児童生徒数が550人以上で1人の配置、それより少ない場合は4校に1人の割合で配置することと定められています。

食に関する指導や学校給食のより一層の充実を図るため、学校栄養士の役割は重要であり、県教育委員会ではこれまでも学校栄養士の定数改善を全国都道府県教育長協議会を通じて国に求めており、今年度は学校栄養士を各校に1人配置とするよう強く要望したところです。

議員お話の「児童生徒数に関わらず県独自で各校1人の学校栄養士の配置を行うべき」という点については、義務教育費国庫負担制度のもと、教職員の定数改善など必要な措置は国において責任をもって講ずべきものと認識しています。

県教育委員会としては、学校栄養士の定数改善について今後も引き続き国に対し本県の実情を強く訴えるとともに、粘り強く要望してまいります。以上でございます。

【2】県政の諸課題について

（1）保育士の配置について

上野議員：質問の第2は、県政の諸課題についてです。初めに、保育士の配置について伺います。

私は、民間の認可保育所に9年間、管理栄養士として勤めてきました。保育は一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、成長発達を保障する仕事であり、子どもたちの成長を保護者や地域の方と一緒に共有し喜び合える素晴らしい仕事だと感じています。しかし、その責任に見合った賃金水準ではなく、さらに過酷な労働環境などによって「働きたいけど働き続けられない」と辞めていく保育士を何人も見てきました。

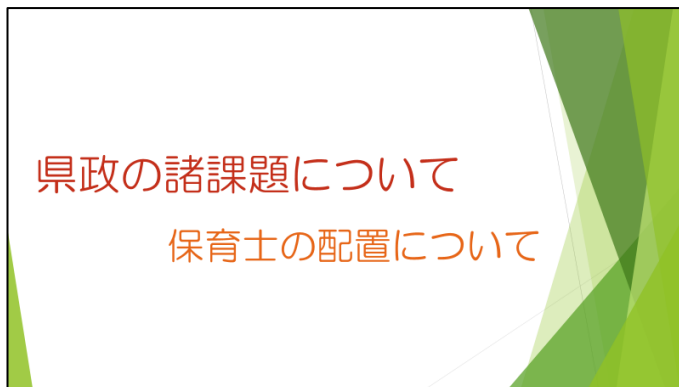
また、民間の保育所は国が定めている公定価格により運営費が決まるため、保育士の賃金を上げれば保育の質向上のための保育士の独自増員ができず、逆に、保育士の独自増員を行えば賃金はその分上がらないと、どの保育所も「保育士の賃金」か「保育士増員」かのどちらかを選ばざるを得ず、運営側も苦慮している実態があります。

保育士の過酷な労働環境の原因の一つとなっているのが、保育士の配置基準です。国の省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、いわゆる最低基準では、保育士について「0歳児は3人に1人、1～2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4～5歳児は30人に1人」と定められており、この基準は戦後ほとんど変わっていません。本県の保育士配置基準はこの国の省令通りであり、現在の保育士に求められている業務からはとても不十分です。

県内にある全労連・全国一般労働組合が行った働き方アンケートでは、例えば1歳児担当の保育士からは「歩き始める子どもとハイハイしている子どもを保育する環境において、この配置基準では子どもの発達を保障する保育どころではない」「震災、災害が起きたとき、1人で子ども6人をどうやって守ったら良いのか」など、切実な訴えが出されています。また、2014年度に神奈川県が行った神奈川県保育士実態調査結果では、「現在の職場に対して改善してほしいと思っていることについて」の項目では、「給与・賞与等の改善」の56.2%に次いで、「職員数の増員」は42.1%と2位となっています。

保育士が働きやすい環境を整え保育職場の定着を図るためにも、最低基準を引き上げる必要があると考えます。

さらに、保育の質を向上させる上でも、最低基準の引き上げは必要不可欠です。国は、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上のために、今後財源を確保でき次第、保育士配置を変更するとしていますが、何年も実現しないままです。



また、最低基準では、国の省令で「都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」と規定されています。埼玉県や愛知県など11県においては、保育の質の確保のために、1歳児の子ども3人に対して保育士1人の配置にするなど、保育士配置のための上乗せ補助を行っています。また、県内の18市町村でも独自に「職員配置の上乗せ補助」を行っています。また、本県では独自の上乗せ補助は行っていません。

県では、国に対して「1歳児、4・5歳児の職員配置の改善」を求めています。最低基準の抜本的な改善を求めることが必要だと考えます。

そこで知事に伺います。一人ひとりの子どもの安全と成長発達を保障し、保育の質を向上させるためにも、また、保育職場の過酷な労働環境を改善し保育士不足を改善するためにも、今の保育士配置最低基準では不十分と考えており、国に最低基準の抜本的改善を要望すべきと考えますが、見解を伺います。

また、国の最低基準改善が実現するまで、県独自で保育士配置のための上乗せ補助を行うべきと考えますが、併せて見解を伺います。

黒岩知事：県政の諸課題について何点かお尋ねがありました。まず、保育士の配置についてです。

保育所における保育士の配置基準は、国が全国的な基準を定めており、県はその基準に従い必要人数を条例で定めています。国は、この配置基準に応じて必要経費を給付しています。さらに国は、保育士一人の担当数が大幅に増える3歳児保育などに対応するため、基準を上回る保育士配置に対しては人件費補助を行っています。

また、県では待機児童の多い低年齢児の受入れや虐待対応など、特定の目的のために基準を上回る保育士を配置する場合に、人件費を補助しています。

そのため、配置基準の改善については、現時点で国に求めることや県独自の上乗せ補助を実施することは考えていません。なお、現在県独自で実施している特定の目的のための補助については、本来、全国統一的に行うべきものですので、国に補助するよう求めています。

《再質問》

上野議員：ありがとうございます。一点、保育士の配置について再質問させていただきます。

最低基準の改善を国に要望は行わない、また県でも独自助成を行わないとの答弁だったと思うんですけども、私は、最低基準は保育現場の実態には即していない、本当に不十分な基準だと思っています。

内閣府が行った保育所等の経営実態調査の結果では、私立保育所の保育士配置について、公定価格基準、つまり最低基準を想定した場合の人数よりも実際の配置基準は1園当たり平均4人以上も上回っており、最低基準がいかに保育所の実態からかけ離れているかが明らかとなっています。

それなのに独自助成もしない、国に抜本的な改善も求めないということは、今の最低基準が保育の質、子どもの安全を保障する上でふさわしい人数だと考えているのでしょうか。知事に伺います。

《再質問への答弁》

黒岩知事：それでは再質問にお答えいたします。

保育士配置基準は国が全国共通基準として定めているものでありまして、児童の心身の安全を確保するための、まさに最低基準であると受け止めています。答弁は以上です。

《意見・要望》

上野議員：最後、要望させていただきます。

その保育士の配置についてですが、その最低基準で保育士が本当に苦しめられています。保育士が不足しているのは、あまりに保育所の労働環境が厳しく、その上低賃金だから働き続けられないで辞めていくというのが実態です。そして、どの保育所も限られた運営費の中で独自に保育士加配を行って、なんとか保育環境を維持しています。

国は待機児童解消のために自治体の上乗せ基準の規制緩和を促しましたが、独自補助を維持する姿勢を示していることを考えても、最低基準では保育の質・子どもの安全を保てないということだと思います。

安心して子どもを預けられる保育環境、そして、希望と誇りを持って長く働きつづけられる労働環境、これが子どもを持つ保護者、そして現場で働く保育士の願いです。

この願いに応える環境づくりのためにも、最低基準の改善を国に求め、県独自で補助制度を創設するべきと要望します。

（２）公立・公的病院の急性期病床を守ることと感染症対策について

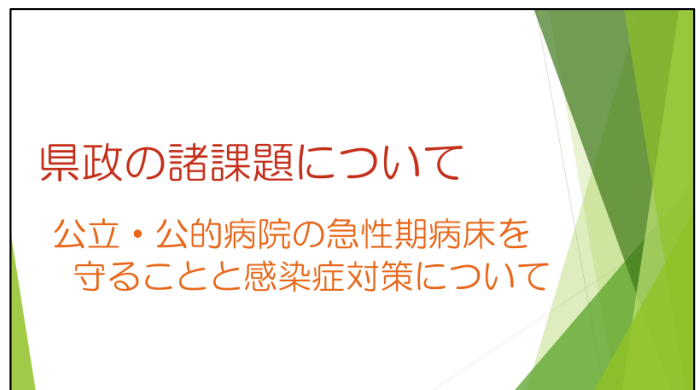
ア）公立・公的病院の急性期病床の再編統合中止について

上野議員：次に、公立・公的病院の急性期病床を守ることと感染症対策について伺います。まず、公立・公的病院の急性期病床の再編統合中止についてです。

厚生労働省は、高度急性期もしくは急性期病床を持つ医療機関を分析し、昨年９月２６日、再編統合などの２０２５年に向けた具体的対応方針の再検証を要請する病院名を公表しました。

県内でもいくつかの病院が該当しますが、突然の病院名の公表は、患者や近隣住民はもとより、当該病院にも大きな不安を与えました。私たちも、公表された病院の一つが存在する県内市町村病院関係部署と、今後の対応について急遽ヒアリングを行いました。

この公表によって、県外では「病院に医師を派遣していた大学が医師を引き上げた」、「病院に就職が内定していた看護師が就職を辞退した」などの実害が報告されています。



この発表に対して、全国知事会は公表日の翌日に「地域の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されるという住民の不安を招きかねず、地域の個別事情を無視するもので、公平な視点とは言い難い」との声明を発表しました。

厚労省は「急性期病床を機械的に減らすものではない。結論は地域の判断に任せる」と言っています。しかし、「骨太方針2019」には、再検証の結果によっては知事に新たな権限を付与して再編統合を進めることが明らかになっています。

そこで知事に伺います。国に公立・公的病院の急性期病床の再編統合中止を求め、また、県としても再編統合をやめるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、公立・公的病院の急性期病床を守ることと感染症対策について何点かお尋ねがありました。まず、公立・公的病院の急性期病床の再編統合中止についてです。

国は昨年秋に機能の再検証が必要な公立・公的医療機関を公表しましたが、一律の評価基準による病院名の公表は唐突であり、県民のみなさまや医療従事者に少なからず不安を与えたと認識しています。このため県としても、そうした不安を解消し県民のみなさまの命と健康を守るために、地域の医療体制について、改めてしっかりと考えていかなければならないと受け止めています。

今回再検証の対象となった県内の病院は、救急医療や小児・周産期医療など、それぞれの地域で重要な役割を担っています。さらに、全国では医療需要が減少する中、本県は今後もその増加が見込まれる稀な県であることから、基本的には病院の統廃合や病床の削減といった再編統合を進めるべき地域には当たらないと考えています。しかし、各地域の病院それぞれの機能や役割の最適化については、将来の医療需要や地域の医療資源の特性を踏まえ、しっかりと検討していきます。

なお、全国的に見ると医療需要の減少等により病院の統廃合や病床の削減を進める必要がある地域もあることから、県として国に再編統合全体の中止を求める考えはありません。

イ) 地域の意見を聞くことの重要性と県が果たすべき役割について

上野議員：次に、地域の意見を聞くことの重要性と県が果たすべき役割についてです。

再編統合等を要請された県内の病院は、それぞれの地域において重要な役割を果たしており、県として地域の声を十分に聞き、施策に反映させることが重要です。また、必要な急性期病床を維持するためには、県の役割が重要です。

そこで知事に伺います。再編統合等を要請された公立・公的病院とその構想区域の地域医療構想調整会議の意見を十分に聴取し、地域の実情と地域の住民の声を反映して支援を強化することが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

また、公立・公的病院の急性期病床の再編統合を拙速に進めないよう、地域医療構想調整会議において県がイニシアチブを発揮すべきと考えますが、併せて知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、地域の意見を聞くことの重要性と県が果たすべき役割についてです。

私は、地域の医療については、今回の公立・公的病院に限らず、県民のみなさまに必要な医療が適切に提供されることが何よりも大切であると考えています。

そうした中で、県はこれまでも地域ごとに市町村や医療関係者等で構成する地域医療構想調整会議を設置し、民間病院も含めた病院同士の連携や役割分担等について議論されてきました。その結果、着実に地域の医療機関の役割分担ができつつあります。

再検証の対象となった病院についても、2025年に向けてどのような機能を持つことが望ましいか病院自身で検証を行うとともに、県でも必要なデータを提供するなど、地域の検討の場を活用して協議を重ねています。

県としても、地域の望ましい医療提供体制の構築に向けて引き続き検討の場での関係者の議論を積極的にコーディネートしていくとともに、必要な支援を行ってまいります。

ウ) 国の新たな財政措置と次期診療報酬について

上野議員：次に、国の新たな財政措置と次期診療報酬についてです。

厚労省の次年度予算案は、地域医療介護総合確保基金等（国分）を増額して796億円とし、新規に84億円を計上しています。これは、病床削減への定額支援を打ち出す内容です。

「公立・公的病院が日本の救急医療や良質な医療を支えている」との声があるように、救急、産科、小児科など、公立・公的病院は民間では担えない不採算医療を担っており、国民の命を守る重要な役割を果たしています。

公立・公的病院の9割は赤字と言われていますが、その根本的原因は医師不足や診療報酬のあり方など国の低医療費政策にあり、消費税増税も経営を困難にする一因です。

加えて、急性期病床に適用される「患者7人に看護師1人」という配置基準を次期診療報酬改定において厳しくする動きがあり、病院経営を圧迫させる恐れがあります。

そこで知事に伺います。公立・公的病院の急性期病床を守るため、病床削減に限定される国の新規事業の補助対象を、地域医療を守る観点から病床維持等へも拡大するよう国に求めるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、次期診療報酬改定への対応として、公立・公的病院の急性期病床の維持・確保に向けた県の助成措置を検討すべきと考えますが、併せて知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、国の新たな財政措置と次期診療報酬についてです。

厚生労働省が来年度の当初予算案に計上した84億円の病床削減への支援は、ダウンサイジング支援とも呼ばれ、病院の統廃合によって病床を削減した場合に、削減した量に応じて補助するものと聞いています。

一方で、本県が従来から活用している地域医療介護総合確保基金は、例えば不足する病床機能の整備や在宅医療の推進、医療従事者の確保・育成など、高齢化が急速に進む中で、地域の医療提供体制を維持し充実させるために設置されているものです。

全国では医療需要が減少する中、本県は今後もその増加が見込まれる稀な県であることから、一義的には、病院の統廃合や病床の削減といった再編統合を進める地域には当たらないと考えています。

そのため、病床の削減などを対象とした国の支援策の積極的な活用は想定していませんが、病床機能の維持や機能転換などの支援には、引き続き地域医療介護総合確保基金を活用していきます。

したがって、ご質問をいただきました国の新たな病床削減への支援について、補助対象の拡大を求めていくことは考えていません。また、次期診療報酬の改定に対応した急性期病床の維持・確保に向けた助成措置については、国の診療報酬制度全体の中で検討されるべきものと考えています。

エ) 新型コロナウイルスの感染拡大にみる感染症対策について

上野議員：次に、新型コロナウイルスの感染拡大にみる感染症対策について伺います。

県内では、新型コロナウイルスの感染者が拡大しています。横浜港に長期に停泊する事態となったクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号では、集団感染が拡大する深刻な事態となりました。

感染症患者等を入院させる感染症指定医療機関は、県内では8医療機関74床ありますが、この内7つは公立病院、もう1つは公的病院です。この点でも、公立・公的病院は地域で重要な役割を担っていることは明らかです。

今回、法律上は原則として感染症病床に入院させるべき感染症患者等を、国は「緊急その他やむを得ない場合」に当たるとして、感染症病床以外でも入院可能としましたが、患者や家族、医療従事者等に不安を与えることは明らかです。

そこで知事に伺います。新型コロナウイルスの感染拡大と公立・公的病院が担う役割に鑑み、公立・公的病院の感染症病床を拡充すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

また、感染症の検査体制の脆弱性を指摘する声もあり、神奈川県衛生研究所の人員と検査体制を強化するとともに、他の医療機関でも検査できるよう、感染予防も含めて、県内自治体と連携して感染症対策を強化すべきと考えますが、併せて知事の見解を伺います。

黒岩知事：次に、新型コロナウイルスの感染拡大にみる感染症対策についてです。

今回国は、クルーズ船での集団感染などの緊急事態を受け、新型コロナウイルス感染症患者については、指定医療機関の感染症病床以外でも、適切な対応が可能な医療機関への入院を可能としました。

感染症対策では、感染の状況や程度に応じてこうした弾力的な対応が必要となりますので、県としては公立・公的病院の感染症病床に限らず、より多くの医療機関で感染症に適切に対応できるよう取り組んでいきます。

また、検査体制の強化についてですが、現在、県の衛生研究所では一日に約60件の検査が可能であり、しっかりと対応できる体制を整備しています。

一方、今後感染拡大が見込まれるため、県では今年度の予備費を充当し、衛生研究所の試薬等をさらに充実させ、検査の迅速化を図っています。

検査機関の拡大については、現在、国でも検討していると承知していますので、県としても引き続き県内自治体等と連携し、新型コロナウイルス感染症の対応強化に向け、取り組んでまいります。

《意見・要望》

上野議員：次に、感染症対策についてですが、新型コロナウイルスに限らず、現場の方は本当に苦勞されていると思います。

特に感染症対策は、何かあってから態勢を作るのではなく、消防や防災と同じで、万全の態勢を常に準備していくことが大切です。職員増員や感染症病床の確保など、日ごろからの態勢を強化することを要望します。

(3) 障がい者活躍推進計画と障がい者雇用促進の具体的な取組について

ア) 障がい者活躍推進計画について

上野議員：次は、障がい者活躍推進計画と障がい者雇用促進の具体的な取組について伺います。まず、障がい者活躍推進計画についてです。

現在、県は「障がい者活躍推進計画」の策定を進めており、その計画では知事部局の目標は3%以上となっています。現在、知事部局には170名以上の障がいのある方が働いていますが、その多くが身体障がいの方となっています。

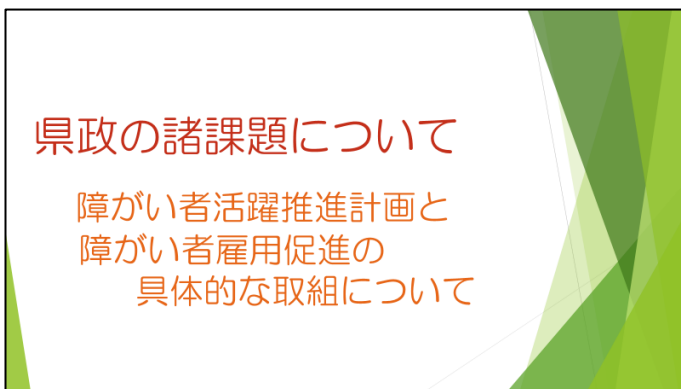
昨年、県は初めて知的障がい者を正規雇用しましたが、大変重要な取組だと思います。私は、民間の中小企業の中で、障がい者雇用を進めている企業を視察させていただきました。小田原市にある川田製作所は、金属プレス加工などを行う中小企業です。従業員は19名。その内6名が障害手帳を持っており、県の障がい者雇用優良企業の認証を受けています。

ある方は、ハローワークで紹介され、実習を経てトライアル雇用を3カ月。目標数を達成できなかったため再度3カ月伸ばし、周りの支援を受け雇用につながりました。雇用後も、数を数えるのが苦手だったため、カウンターを設置するなどの工夫で6年間働き続けられています。

また、事務を務める別の方は、人とのコミュニケーションや新しいことに取り組むことを苦手とするタイプの発達障がいのある方でした。その方はパソコンの操作に優れていたため、自らの仕事をマニュアル化すること、電話の対応についてもマニュアル化するなど、様々な工夫をしていました。

二人の事例を聞いて特に感じたのが、その方の苦手を克服するために行った行為が、健常者にとっても使いやすいものとなっており、仕事の効率化につながっていることなど、障がいのある方にとって働きやすい職場は、健常者にとっても働きやすい職場であることが指摘されていた点です。県庁の職場でも、障がいの特性を学びながら、その方の得手、不得手に合わせて仕事を工夫することが、職場環境を改善するきっかけになるという認識を持つことが重要だと思います。

そこで、知事に伺います。障がい者活躍推進計画を策定するにあたって、知的障がい者や精神障がい者の雇用を増やすことが必要と考えますが、見解を伺います。



また、「障がい者にとって働きやすい職場づくりは、健常者にとっても働きやすい職場になる」という観点を障がい者活躍推進計画に取り入れるべきと考えますが、併せて見解を伺います。

黒岩知事：次に、障がい者活躍推進計画と障がい者雇用促進の具体的な取組についてお尋ねがありました。まず、障がい者活躍推進計画についてです。

本県では、昭和50年代から障がい者を対象とする採用試験を行うなど、障がい者雇用に積極的に取り組んでおり、昨年4月からは知的障がい者や精神障がい者を常勤職員として採用しています。また、昨年6月には障がい者を非常勤職員として県で雇用し、正規就労へつなげる「チャレンジオフィス」を開催しており、引き続きこうした取組を通じて、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に積極的に取り組んでいきます。

次に、働きやすい職場づくりについてです。

昨年4月、障害者雇用促進検討委員会から、障がい者雇用の推進に関する提言をまとめた報告書「ともに働く県庁にむけて」を提出いただきました。その中では『障害のある人が働きやすい職場環境を理解し、その推進に努めることは、誰にとっても働きやすい職場環境を構築することであり、職場を通じての「ともに生きる」社会づくりに資するものである』との認識が示されています。

そうした基本認識のもと、様々な提言をいただいております。現在策定中の障がい者活躍推進計画においても、そうした視点を盛り込んでいきます。

イ) 知事部局での知的障がい者の実習の受入れについて

上野議員：次に、知事部局での知的障がい者の実習の受入れについてです。

現在知事部局では、知的障がい者の雇用について直接雇用する取組が進められており、非常に意義のある取組だと思います。

一方で、雇用に至る前に知的障がい者の実習を受入れ体験する場を設けることも、大変重要です。障がい者活躍推進計画には、特別支援学校の生徒の実習受入れについて記載されています。私たちも、特別支援学校の高等部を視察させていただいた際、先生からは「高校卒業後の進路につなげるためにも、実習の受け入れ先を増やすことが大切だ」と聞きました。

一方で、障がい者の実習という点では、特別支援学校に限らず、多くの障がい者の就労支援に関係している事業所なども、実習先を探すのに苦労しているところです。

そこで、知事に伺います。知的障がい者の雇用を促進するために、障がい者の就労支援に関係している事業所などから出先機関を含め、知事部局において率先して知的障がい者の実習を受け入れることが重要と考えますが、知事の見解を伺います。

黒岩知事：最後に、知事部局での知的障がい者の実習の受入れについてです。

知事部局では、平成19年度から文書集配業務等の一部を知的障がい者の雇用を進める団体へ委託し、その中で年間を通じ、企業就労に向け、障がい者を実習生として受け入れています。また、特別支援学校の生徒に県庁の仕事を体験してもらう現場実習も実施しています。

障がい者が実習を行うことは、本人にとっては働く場を体験でき、実習の受入れ側にとっては障がい者への理解を深める機会となり、双方に有益ですので、県としても引き続き取り組んでまいります。私からの答弁は以上です。

ウ) 電話交換職の障がい者雇用を復活させることについて

上野議員：次に、電話交換職の障がい者雇用を復活させることについてです。

県は、2001年度までの電話交換職の常勤採用を行ってきました。しかし、電話交換職の委託化・非常勤化を進めることとなり、その後は正規での採用をしておりません。

現在、電話交換職の常勤職員は出先機関も含め82名在籍していますが、その内20名が障がい者手帳を持っています。そしてその多くが視覚障がいのある方とのことです。

そこで、総務局長に伺います。障がい者雇用を促進するためにも、電話交換職の正規採用を復活する必要があると考えますが、総務局長の見解を伺います。以上です。

小坂橋総務局長：総務局関係のご質問にお答えをします。電話交換職の障がい者雇用を復活させることについてお尋ねがありました。

電話交換職などの技能労務に関する業務につきましては、国の動向や費用対効果等を踏まえ、現在は委託化、非常勤化を進めることを基本として取り組んでいます。

今後は、共生社会の視点からも、幅広い分野で障がいのある職員が活躍できるよう、職場環境の整備を図り、電話交換に限らず、障がい者雇用を推進してまいります。答弁は以上です。

《意見・要望》

上野議員：最後に障がい者雇用促進についてですが、1993年に厚労省が関わって発行した障害者職域拡大マニュアルにおいて、神奈川県が事例集で紹介されています。

こういった本県の雇用事例を展開させるためにも、今回提案したことをぜひ検討していただきたいですし、特に電話交換職については、ぜひモデルケースとして維持していただきたいと要望し、私の質問を終わります。